

栃木市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定による工事監査を、栃木市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定に基づき、結果の報告を次のとおり公表します。

令和8年3月27日

栃木市監査委員 福地 武司

栃木市監査委員 浅野 貴之

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく工事監査

2 監査の期間

令和7年10月27日から令和8年3月26日まで

3 監査の対象

公共下水道雨水渠調整池整備工事（永野川左岸第1排水区）その2

4 監査の主な着眼点

(1) 計画

ア 上位計画との整合性があるか。

イ 事業決定の手続きは適正に行われているか。

(2) 設計

ア 事業目的及び法令等に適合しているか。

イ 仕様書、図面及び設計内訳書等の設計図書は的確に作成されているか。また、適正に整備されているか。

ウ 環境に配慮し、維持管理が容易な設計となっているか。

(3) 積算

ア 積算基準、積算資料等の整備状況及びその運用は適切に行われてい

るか。

イ 歩掛、単価は適正か。また、数量、金額は正確であり、その算出根拠は明確か。

(4) 契約

業者選定方法及び契約手続は適正に行われているか。

(5) 施工

ア 工事施工に関する事務手続きは適正に行われているか。また、施工計画は適切か。

イ 設計図書どおり施工されているか。また、法令等を遵守しているか。

ウ 工程管理及び安全管理は適切か。

エ 関連工事との連絡調整は適切に行われているか。

オ 環境に配慮した施工がなされているか。

5 監査の実施内容

計画、設計、積算、契約、施工等の各段階において技術面から専門的な検証を実施するため、調査及び報告に関する業務委託を行い、技術士の派遣を依頼した。

(1) 事前調査

対象工事における計画、設計、積算、契約、施工等の各段階における資料及び関連書類を選任された技術士宛てに提出した。

また、その後技術士から送付された質問書に対し、回答書を提出した。

(2) 本監査

監査対象の課から提出された資料及び事前質問への回答書に基づき、監査委員の立会いのもと、技術士が関係職員から説明を徴取し、質疑応答を行った。また、工事現場の視察を行い、関係職員及び関係業者から説明を徴取した。この調査結果について、後日技術士から報告を受ける方法により実施した。

実施日：令和7年12月16日

6 監査の結果

(1) 総括

1から5に記載したとおり工事監査を実施した限りにおいて、計画、設計、積算、契約、施工等は、おおむね適正に行われていると認められた。

(2) 指摘事項

指摘に該当する事項は認められなかった。

(3) 指導事項

重要な点において、指導に該当する事項は認められなかった。

なお、軽微な事項については、技術士より関係職員に口頭又は書面（調査結果報告）で伝達した。

(4) 要望

本件は、大雨による浸水被害軽減を目的とした流域治水の取り組みの一つである、公共下水道雨水渠整備事業における、調整池の整備工事を対象とした監査である。

対象工事は、技術士の調査結果報告により、計画から施工まで概ね適正に行われていることが確認され、着実に整備が進められていると評価する。調査結果報告で個別具体的に示された改善点や助言等については、今後行われる工事においても生かし、公共下水道雨水渠整備事業全体として、より一層の品質向上に努めていただきたい。

また、調査結果報告において、対象工事の関連事項として、地中連続壁に係る各種記録等の整理、保存の提言があった。この提言は、地中連続壁が調整池の性能を確保するための重要な構造物であることを前提としており、調整池の機能を十分に発揮し、適正な維持管理が継続されることを目的とした提言だと考えるので、事業主管課においては、ぜひ参考とされたい。

結びに、今後も公共下水道雨水渠整備事業を計画通り着実に進めていただき、完成の後には、浸水被害の軽減により、本市の安心安全な暮らしの確保につながることを大いに期待する。